

第1回 国立健康危機管理研究機構設立委員会	資料2
2025（令和7）年3月13日	

国立健康危機管理研究機構設立委員会規則（案）

令和7年3月●日
国立健康危機管理研究機構
設立委員会決定

（組織）

第一条 国立健康危機管理研究機構（以下「機構」という。）の設立に関する事務を処理するため、国立健康危機管理研究機構法（令和五年法律第四十六号）附則第三条の規定により任命された設立委員（以下「委員」という。）は、国立健康危機管理研究機構設立委員会（以下「委員会」という。）を組織する。

（委員長）

第二条 委員会に委員長を置き、委員のうちから、委員が互選する。

（議決事項）

第三条 次に掲げる事項は、委員会の議決によるものとする。

- 一 機構の業務方法書及び制裁規程
- 二 その他設立に関する重要な事項

（会議）

第四条 会議は、厚生労働大臣の招集により開催する。

第五条 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

第六条 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第七条 委員は、委員会の了承を得た場合に限り、会議に代理人を出席させることができる。

2 前項の規定により、会議に出席した代理人は会議において発言することができる。ただし、前二条に規定する委員とはみなさない。

第八条 委員長は、専門的事項について審議するため必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

第九条 会議は、非公開とする。

(議事要旨等)

第十条 委員長は、会議の議事要旨を作成するものとする。

- 2 議事要旨及び会議において配布された資料は、委員の確認を経て公開する。ただし、委員長が必要と認めるときは、議事要旨及び資料の全部又は一部を公開しないものとするができる。

(庶務)

第十一条 委員会の庶務は、厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課国立健康危機管理研究機構設立準備室において処理することとし、必要に応じて関係者の協力を求める。

(雑則)

第十二条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。